

# 児童手当・特例給付を受給されている方は 「現況届」の提出が必要です

児童手当・特例給付を受給している方は、所得状況やお子さんの養育状況の確認のため、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。

## ◆現況届の手続き

対象の方には、5月下旬に必要な書類を送付しますので、現況届に必要事項を記入し、6月末までに提出してください。(子育て支援課への郵送での提出も可)

※提出が遅れた場合、10月支給予定の手当が遅れることとなります。

※最近お生まれになった等により、手当等の申請(請求)がお済みでない児童分については、別途お早めに申請(請求)をしてください。

★平日受付(本庁と全支所)：

6月3日(月)～6月28日(金)  
8時30分～17時15分

★平日夜間受付(本庁のみ)：

6月3日(月)～6月7日(金)  
17時30分～20時

★土日受付(本庁のみ)：

6月8日(土)、9日(日)、  
29日(土)、30日(日)  
9時～12時

◇手続きに必要なもの

①受給者の健康保険証のコピー(出雲市国民健康保険に加入されている方は、提出不要です)

②印鑑(認印で構いませんが、スタンプ印は不可)

③平成25年度(平成24年分)所得(課税)証明書

(受給者及び配偶者分。ただし、平成25年1月1日に出雲市に住民票があるなどで、出雲市で課税されている方は提出不要です)

④その他必要な書類の提出をお願いする場合があります。

## ◆手続きにあたって

※平成24年分の所得等の状況によっては、受給者の変更をお願いすることがあります。(基本的に、父母のうち、所得の高い方が、「生計中心者」として手当を受給することになります)

※現況届を審査した結果、所得制限限度額以上の場合、「児童手当」の代わりに「特例給付」として、支給対象児童一人当たり月額5千円が支給されます。

※これまで、「特例給付」を受けておられた方でも、平成25年度の現

おたずね

子育て支援課

(子育て支援係)

☎2169963

況届の審査の結果、所得制限限度額未満であれば、「児童手当」として認定します。(額が改定されます)

※生計中心者が単身赴任などにより児童と別居している場合は、生計中心者の「住所地の市区町村」で現況届の提出が必要です。

※これまで出雲市で手当等を受給されてい、新たに公務員(独立行政法人職員、財団等に派遣されている人を除く)になられた方は、出雲市へ「消滅届」の提出をしていただきます。これは、生計中心者が公務員の場合は、勤務先で手当等を受給することになります。

## ◆手続きの場所

子育て支援課及び各支所の市民サービス課(平田支所は市民福祉課、斐川支所は健康福祉課)

平成24年度の現況届を未提出の方は、あわせて提出をお願いします。

## ★所得制限

扶養親族の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
以降1人増えるごとに	38万円加算

※「所得」とは、税込み年収ではありません。世帯合算の所得ではなく、受給される方(生計中心者)の所得のみで判定します。

## ★支給額

### <所得制限未満：児童手当>

児童の年齢	児童一人当たり月額
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上～ 小学校修了前	第1・2子 10,000円
	第3子 15,000円
中学生	一律 10,000円

### <所得制限以上：特例給付>

児童の年齢	児童一人当たり月額
0歳～中学生	一律 5,000円

※児童手当での「第1子」「第2子」「第3子」とは、出生から高校卒業までの年齢(18歳の年度末まで)の間にあるお子さんと数えたものです。

## えがおになあれ

35

子どもたちが明るく元気に育つのを  
見ると、未来に希望を感じます。  
毎日を心豊かに過ごし、子どもも大人  
も、「えがおになあれ」…そんな願いを  
込めて、このコーナーを設けました。  
(出雲市要保護児童対策地域協議会)

### 身近な子育て 相談者がいますか…？

市では、あかちゃんが生まれた全ての家庭に『保健師や助産師』による訪問と、『あかちゃん声かけ訪問員』による地域の見守りや声かけの訪問を行っています。この2つの訪問には異なった役割があり、きめ細かくあかちゃんの健やかな成長とお父さんお母さんの子育てを応援しています。

保健師や助産師による訪問では、あかちゃんの体重の増えや、お母さんの産後の身体や心のこと、家庭のことなど子育てのさまざまな相談に応じています。

あかちゃん声かけ訪問は、市が委嘱した子育てサポーターや女性民生委員などの訪問員が地元地域の子育て情報を提供したり、子育ての悩みを聴いて保健師と連携したり、子育て家庭と地域をつなげ、地域で見守られながら安心して子育てができるお手伝いをしています。

親となり子育てをする間には、誰しも悩みや不安、心配ごとがあるもので

要保護児童対策地域協議会は、子どもが健やかに育つよう社会のさまざまな機関が子育て中の家庭を見守り、必要に応じて支援し、児童虐待等のない社会を目指すために組織したものです。

す。子育てに戸惑ったとき、身近に育児の手伝いを頼める人や相談できる人がいなくて困ったときなど、いつでも行政や地域にSOSを発信したり、声をかけてください。地域には子育て支援センターなどの施設や、育児の支援をしてくれる人がいます。上手に活用して、楽しさを感じながら子育てができるといいですね。



私たち保健師・助産師に気軽に声をかけてくださいね。



地元地域でサポートしてくれるのは、あかちゃん声かけ訪問員です。

おたずね／子育て支援課 ☎216604

## 認知症になっても地域で安心して暮らし続けるために

認知症は、だれでもなる可能性がある脳の病気です。高齢化の進行、特に後期高齢者の増加とともに、今後、認知症高齢者の増加が予想されています。

### 1 認知症サポーター養成講座の開催

#### ◆ 認知症サポーターになりませんか

「認知症サポーター」は、何か特別なことをする人ではありません。認知症を正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。認知症になっても、住み慣れた地域で、顔なじみの関係を保ちながら安心して暮らし続けるためには、地域や周囲の理解が大切です。

#### ◆ 認知症サポーターになるには

認知症に関して専門的な知識をもつ「キャラバン・メイト」による「認知症サポーター養成講座」(1～1時間半の講義)を受講すれば、どなたでもなることができます。この講座は、地域の身近な集まりや、会社、学校、サークルなど5名以上を対象に行い、受講者には、認知症サポーターの目印である「オレンジリング」というブレスレットをお渡しします。



#### ◆ どんなことを学ぶの

認知症の原因、症状、予防および対応の仕方等の基礎知識をわかりやすく学びます。

#### ◆ 認知症サポーター養成講座を開くには

講座開催を希望される場合は、高齢者福祉課まで申し込みください。講座の講師となる「キャラバン・メイト」を無料で派遣します。

申し込み・おたずね／  
高齢者福祉課 ☎ 21-6967

### 2 認知症グループホームの利用者負担軽減

#### ◆ 認知症グループホーム入居者の居住費を、所得等の状況により軽減します

市では、4月から、認知症グループホームを利用する方の所得等の状況に応じて居住費(家賃・光熱水費)を軽減しています。世帯全員が住民税非課税であることなど、要件に該当する方は、認知症グループホームでの家賃・光熱水費の自己負担額のうち、おおむね月額で5千円～1万2千円を軽減します。(認知症グループホームへ減額分を市から助成します。)詳しくは、ご利用の認知症グループホームにおたずねください。

# 飼い犬の登録と狂犬病予防注射を済ませましょう

## ～登録は生涯1回、予防注射は毎年1回～

犬を飼っている人には、犬の登録と狂犬病予防注射（生後3か月以上の犬）が義務付けられています。犬の狂犬病予防注射の追加接種を次の日程で行います。4・5月に行った集合注射で接種することができなかった犬と新しく飼われた犬を対象に行います。この機会に必ず済ませましょう。

6月22日(土) 平田	
伊野コミュニティセンター	9:00～ 9:10
東コミュニティセンター	9:30～ 9:50
檜山コミュニティセンター	10:00～10:10
佐香漁村集会所	10:30～10:40
久多美コミュニティセンター	11:00～11:15
J Aいずも灘分支店	11:30～11:50
国富コミュニティセンター	13:00～13:20
西田コミュニティセンター	13:30～13:50
J Fしまね平田支所 (十六島町)	14:00～14:10
鰐淵コミュニティセンター	14:20～14:30
市役所平田支所前庭	14:50～15:20

6月29日(土) 多伎・湖陵・出雲	
奥田儀センター	9:00～ 9:10
多伎健康増進センター	9:25～ 9:35
小田町会館	9:50～10:00
多岐会館	10:10～10:20
多伎勤労者体育センター	10:30～10:40
湖陵体育センター	11:10～11:20
差海公民館	11:30～11:40
湖陵コミュニティセンター	11:50～12:00
旧湖陵南幼稚園	13:00～13:10
神西コミュニティセンター	13:40～13:55
高松コミュニティセンター	14:20～14:35
市役所正面玄関 (旧庁舎)	15:05～15:20

6月30日(日) 出雲・佐田	
市役所正面玄関 (旧庁舎)	9:00～ 9:20
大津コミュニティセンター (東側駐車場)	9:50～10:10
北山健康温泉	10:40～11:00
出雲保健所	11:30～11:50
潮の井ふれあいセンター	13:30～13:40
大呂交流会館	13:55～14:05
御幡消防センター前	14:20～14:30
橋波ふるさと館	14:55～15:05
窪田小学校駐車場	15:20～15:30
窪田コミュニティセンター	15:40～15:50
市役所佐田支所	16:05～16:20

※動物病院でも狂犬病予防注射は受けられます。

6月23日(日) 斐川・大社	
斐川 斐川農村ふれあいセンター (旧母子センター)	9:30～11:00
大社 遥壇コミュニティセンター	13:30～13:50
大社 荒木コミュニティセンター	14:00～14:20
大社 コミュニティセンター	14:30～14:50
大社 健康福祉センター (燦プラザたいしや)	15:00～15:20

持ってきて  
いただく  
もの

- ◆登録が済んでいる場合：1頭につき、予防注射料2,950円  
(注射料金2,400円・注射済票交付手数料550円)・個人通知ハガキ
- ◆新規に登録する場合：  
1頭につき、料金5,950円(1頭の登録料3,000円・予防注射料2,950円)
- ◆犬のフン処理道具

お願い

- ・犬の咬傷事故は飼主の責任です。必ず犬の管理ができる方がお連れください。会場内での事故は、責任を負いません。
- ・犬のフンは、必ず持ち帰って処理してください。
- ・犬の体調不良や治療中などにより、注射が受けられない場合もあります。



おたすね

環境政策課 ☎21-6535 / 平田支所市民福祉課 ☎63-5566 / 佐田支所市民サービス課 ☎84-0111 / 多伎支所市民サービス課 ☎86-3111  
湖陵支所市民サービス課 ☎43-1212 / 大社支所市民サービス課 ☎53-4444 / 斐川支所市民生活課 ☎73-9100

## 屋外に自動販売機を設置されている皆さんへ

### ◎回収容器を設置してください。(飲料の自販機のみ)

自動販売機1台につき30ℓ以上の容積をもつ回収容器を設置してください。  
また、回収した缶やビンなどはリサイクルに努めましょう。

### ◎散乱防止責任者を選んでください。

散乱防止責任者は、回収容器の適正管理や自動販売機周辺の清潔維持のために必要な措置をしなければなりません。

### ◎啓発シールを貼ってください。(下の「届出済証」を貼付している自動販売機を除きます)

環境政策課にあります。

### ★届出対象地域に自動販売機を設置されている方へ

自動販売機届出対象地域内<sup>(※)</sup>で屋外に自動販売機を設置されている方は、市への届出が必要です。また、設置場所を変更したり、撤去した場合にも届け出てください。

届出後に市から交付する「届出済証(シール)」を、当該自動販売機の見やすい箇所に貼り付けてください。

啓発シール

散乱防止責任者
氏名
連絡先
出雲市

届出済証

届出済証 平成 年度 第 号
届出者氏名
連絡先
出雲市

※自動販売機届出対象地域は31地域あり、いずれも美化推進重点地域と範囲は同じです。

(詳しくは、市ホームページをご覧ください。環境政策課へおたすねください。)

※上記義務違反に対しては罰則規定もありますので、ご注意ください。

おたすね / 環境政策課  
☎ 21-6535



# 緑の募金をご存じですか？



きれいな空気、おいしい水、心身の癒やし、地球温暖化の防止など、森林はわたしたちの豊かな生活を支え、多くの恵みを与えてくれます。しかし、いま国内では手入れ不足等によって森林が本来のはたらきを発揮できていません。また、砂漠化等による地球規模の森林の減少・劣化もいまなお続いています。

昭和25年(1950)、一人ひとりが森林や緑を自分たちの共通財産と考え、それぞれの立場で、可能な方法で、森づくりへ参加することを期待して、「緑の羽根募金」運動が始まりました。その後、平成7年(1995)には、緑の募金法により「緑の募金」と改められました。

## \* 北山松枯れ跡地の再生 \*



被害木を伐採し、抵抗性松を植栽  
(高浜山林管理組合)

市では、毎年春に町内会等を通じて各家庭に募金をお願いしています。皆様のご協力で、平成24年度には出雲市だけで約750万円、島根県全体では3,600万円余りが集まりました。これらの浄財は、さまざまな「森づくり・人づくり」活動の活性化に活かされています。

個人としての、また企業等の団体としての募金も歓迎します。より多くの皆さんの「緑の募金」への参加が得られ、国民全体で森林を守り育てる運動として発展するよう、ご理解ご協力をお願いします。

## 身近な「緑の募金」の活用事例

- ◆ 「緑の少年団」活動  
県内小中学校における「緑の少年団」の育成・活動支援  
…間伐体験、植林活動等(H24年度:市内13団体)
- ◆ 「緑の募金公募事業」の実施  
自治会・NPO・ボランティア団体等による、地域緑化活動等への支援  
…雑木林の整備、公共広場への植樹、緑化啓発講演会等  
(H24年度:市内14団体)

## \* 桜の名所づくり \*



林道沿いに桜・ツツジの植栽  
(見々久畑町内桜植栽推進委員会)

公募事業  
募集中です

9月以降に実施する事業に助成します。  
まずはご相談ください。

【交付限度額】50万円(ただし、イベント等の緑化普及事業は事業費の1/2以内、上限50万円)  
【応募締切】6月28日(金)  
【おたずね】森林政策課 ☎21-6996 / 島根県緑化推進委員会 ☎0852-21-8049

# 地震に安心な住まいですか？

## 木造住宅の耐震診断・耐震改修の一部費用助成

木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、市内の木造住宅居住者が住宅の耐震診断や耐震改修をする際に必要な費用の一部を助成します。

### 対象

- 次のすべてに該当する木造住宅
- ① 市内にあり自己所有で自らが居住するもの
  - ② 一戸建ての住宅または併用住宅(延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの)
  - ③ 在来軸組工法、桝組壁工法及び伝統的構法によるもので、階数が2以下のもの
  - ④ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

### 耐震診断助成

- 助成金額：一般診断…耐震診断費の3分の2で、4万4千円が上限。  
精密診断…耐震診断費の3分の2で、12万円が上限。
- 予定件数：一般診断…5件、精密診断…1件

### 耐震改修助成

- 助成金額：耐震改修費の100分の23で、80万円が上限。
- 予定件数：1件
- ※耐震改修助成を受ける場合は、耐震診断をする必要があります。



申し込み・おたずね/  
建築住宅課 ☎21-6720